長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日　平成３１年３月１２日

「２,０００円で安く清掃してもらったから…」

～それは高額な契約をする理由にはなりません！～

〈 内 容 〉

「今ならキャンペーンで換気扇掃除が２,０００円です。」と電話があったので、本日業者に来てもらった。その業者から「外壁工事もした方がいい」と勧められ、たしかに古くなって傷んでいるので工事をしないといけないと思っていた。金額は税込 80 万円で、まだ契約はしていない。換気扇清掃を安価で行ってもらった手前、契約しないと悪いような気がしている。

★ 消費生活センターからのアドバイス

●「換気扇清掃２,０００円」だけではなく、相談事例のように清掃以外の契約の勧誘がある可能性が高いです。

●事業者の訪問時には、１人ではなく、家族や友人と一緒に複数人で対応するようにしましょう。新たな契約をするまで帰らなかったという事例もあります。

●来訪した事業者から、新たな契約の話が出た場合、「安価で清掃してもらったから契約しないと申し訳ない」と契約せず、必要の無い契約はしっかり断りましょう。

●工事の必要があると思っても、その１社で決めず、いくつか自分で探した事業者から見積もりを取って検討しましょう。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

★ おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター　０９５－８２４－０９９９

[相談受付時間] 平日（月～金曜日） … 午前９時～午後５時（１２時～１３時を除く）

全国共通ダイヤル　☎１８８（イヤヤ！）

長崎市消費者センター
（０９５－８２９－１２３４）
佐世保市消費生活センター
（０９５６－２２－２５９１）
島原市消費生活センター
（０９５７－６２－９１００）
諫早市消費生活センター
（０９５７－２２－３１１３）
大村市消費生活センター
（０９５７－５２－９９９９）
平戸市消費生活センター
（０９５０－２２－４２２２）
松浦市消費生活センター
（０９５６－７２－１８６１）
対馬市消費生活相談所
（０９２０－５２－８３２２）
壱岐市消費生活センター
（０９２０－４８－１１３５）
五島市消費生活センター
（０９５９－７２－６１４４）
西海市消費生活センター
（０９５９－３７－０１４５）
雲仙市消費生活センター
（０９５７－３８－７８３０）
南島原市消費生活センター
（０９５７－８２－３０１０）

※ 各町にも相談窓口があります